

意見案第 16 号

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書について

上記意見案を別紙のとおり富津市議会会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 22 年 12 月 20 日

提出者 富津市議会議員 平 野 明 彦

賛成者 同 鈴 木 幹 雄

同 大 野 裕 二

同 岩 本 朗

同 藤 川 正 美

富津市議会議長 福 原 敏 夫 様

子ども手当財源の地方負担に反対する意見書

政府は平成２２年度予算から導入した子ども手当について、全額国費で実施するとの方針を繰り返し表明してきたが、平成２２年度予算では「暫定措置」として盛り込まれ、中学生以下１人当たり月額１万３，０００円の子ども手当での支給額は総額約２兆２，５５４億円であり、そのうち、国は１兆４，９８１億円、地方は６，１３８億円、企業は１，４３６億円を負担している。

本来、全額国費負担が原則だった子ども手当について、政府は平成２３年度に子ども手当を支給するための財源として、平成２２年度と同様、国費に加えて、地方自治体と企業の負担を存続させる方針を固めた。

子育て支援は、地域の実情に応じ地方自治体が創意工夫を発揮できる分野を地方が負担すべきであり、子ども手当のような全国一律の現金給付については国が担当し、全額を負担すべきである。地方との十分な協議もないままに、来年度予算でも地方負担を継続することに反対である。

よって、国においては、下記の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

- １ 平成２３年度以降の子ども手当は、すべて国の責任で実施し、全額国費負担とすること。
- ２ 子ども手当によって目指す国の中長期ビジョンと平成２３年度以降子ども手当を実施する上での財源確保の展望を示すこと。その際、納税者の理解を十分に得られる内容とすること。
- ３ 子ども手当のような現金の直接給付だけでなく、保育所、小児医療費の助成など、子育てをしやすい環境整備、総合的子育て支援策にも配慮すること。
- ４ 平成２３年度以降の子ども手当での制度設計については、地方と十分な意見交換を行い、国と地方の役割分担のあり方を明確にすること。
- ５ 平成２３年度以降の子ども手当が全額国費負担で実施されない場合は、子ども手当制度を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２２年１２月２０日

千葉県富津市議会議長 福 原 敏 夫

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
内 閣 官 房 長 官
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
国家戦略担当大臣

あて